

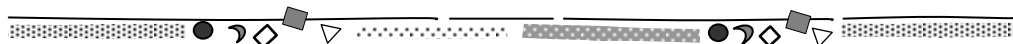
<h1>美浜の会ニュース</h1>	No. 123
	2013. 6. 30
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会) ⇒ ホームページURL http://www.jca.apc.org/mihama ⇐	頒 価 300円 購読料 年2千円

福島原発事故の深刻さを踏まえ、再稼働阻止に向けて 7・8全国集会、規制庁交渉に結集を

全国的な連携のもと、各地の運動を強めよう

プルサーマル再開を阻止しよう！

新基準にも適合しない大飯原発の運転は直ちに停止を！



7月8日に「原発の再稼働を許さない！7・8全国集会」と規制庁交渉を参議院議員会館で行う。再稼働の第一陣として狙われている北海道、福井、愛媛、佐賀、鹿児島の実地と関西、東京の市民団体で実行委員会を構成し主催する。さらに広範な各地から結集し、反対の強い意思を示す出発点としよう。各地で問題となっている活断層の連動、新基準や防災・避難計画の問題点などをリアルにとらえ、交流しよう。規制庁交渉を通じて審査の矛盾点等を明らかにし、今後の審査に強い縛りをかけていこう。各地と全国の連携を築き、政府・電力各社の再稼働推進に対抗し、阻止していこう。

◆ 7月8日新基準施行と同時に再稼働を進める電力各社と政府、規制庁

福島原発事故から2年以上が経過するが、事故の原因は地震の影響を含めて未だ明らかになっていない。汚染水問題は手のつけようもなく、高濃度の汚染水が垂れ流されている。14万にも及ぶ人々はいまも避難生活を余儀なくされている。「除染」は進まず、1mSvという政府自らの除染目標が達成できないことが明らかになると、「20mSv以下だから」と居直り、住民に帰還を迫り、新たな被ばくを強要しようとしている。子ども達の甲状腺ガンの調査結果が明らかになり、健康被害への不安は強まるばかりである。

このような中で、原子力規制委員会は、当初の予定を前倒しにして7月8日に新基準を施行する。PWR原発を中心に、電力各社はこぞって再稼働の申請を準備し、先を競っている。第一陣として名乗りを上げているのは、北電（泊1～3）、関電（高浜3・4、大飯3・4）、四電（伊方3）、九電（川内1・2、玄海3・4）で、4社・12基の原発にものぼる。規制庁は職員の倍増を求め、審査の迅速化をはかろうとしている。唯一稼働している大飯原発3・4号については、規制庁自らが新基準に適合していないことを認めながら、「概ね妥当」として、9月の定期検査入りまで運転を認めようとしている。さらに関電は、6月27日に高浜原発にMOX燃料を搬入し、使用時期は決まっていないとしながら、高浜3・4号のプルサーマルを前提に再稼働の申請を行うと表明している。四電も、伊方3号に引き続きMOX燃料を装荷すると表明している。

安倍政権は、一貫して再稼働に前のめりで、原発輸出を含めて原発推進を成長戦略に位置づ

けている。「原発事故で亡くなった人はいない」との高市自民党政調会長の発言に端的なように、福島原発事故などまるでなかったかのようだ。参議院選での勝利を当て込んで、強気の姿勢を決め込んでいる。

しかし、多くの人々は福島原発事故の深刻な被害と政府の無責任を追及し、再稼働など許さないと強い抗議を続けている。世論調査では再稼働反対、原発輸出反対が過半数を超えている。再稼働が狙われている地元や周辺住民の不安はつきない。地域防災計画・避難計画さえまだできていない。新潟県知事は「福島第1原発事故の検証・総括なしに、(設備面などに特化した)ハードの基準を作っても安全は確保できない」と批判を強めている。新基準や審査の問題点、防災計画の問題点などをリアルにとらえ、住民や自治体に訴えかけていけば、政府や電力会社の思惑通りにすんなりと再稼働できる状況にはない。

◆新基準にも適合していない大飯原発3・4号は直ちに停止を

規制委員会は、唯一稼働している大飯原発3・4号について、4月以降、新基準との適合性を判断するとして評価会合を開いてきた。規制委員会は6月20日の評価会合で「評価書(案)」を提出し、新基準に適合していないと指摘しながらも、「直ちに安全上重大な問題が生じるものではない」として、9月の定期検査までの運転を認めようとしている。7月3日の規制委員会本会合で正式に決定しようとしている。

6月21日の規制庁交渉では、大飯原発の審査の特殊性と、今後の再稼働審査に共通する問題点が浮かび上がった(8頁参照)。規制庁は、新基準での審査で前提となっている、敷地内破砕帯調査の結論が出ていないにもかかわらず、「時間切れ」として、評価の対象外としてしまった。原発を止めるための制御棒挿入時間については、関電は大飯原発仮処分裁判でも主張している、活断層の2連動で1.88秒、3連動時は1.83秒との奇妙な評価値を提出した。これについて規制庁職員は、「評価の手法が以前と変わってないことを確認しただけ」で、関電からデータも示されず、数値の妥当性については判断していないと認めた。制御棒挿入時間の具体的評価も行わずに、運転継続を認めるなど言語道断である。この点については、大阪高裁に引き継がれた仮処分裁判や行政訴訟でも、安全性の主張立証を関電や国が果たしていないことの証拠として問題にしていこう。さらに、規制委員会は3連動を前提とした「基準地震動」を策定することを求めてきたが、「評価書(案)」では「3連動地震動」という表現にとどめている。

交渉では、規制庁がこれまで原則としていた点をなし崩しにしていることが明らかになった。免震事務棟が完成していなくても「緊急時対策所」としての機能があればいいとしている。大飯の免震事務棟は2015年度完成予定だが、それまでは代替施設として、1・2号の中央制御室横の会議室を緊急時対策所に当てることで了承している。もちろん免震構造ではない。基準津波も決まっておらず防潮堤も完成していないが、それでも「概ね妥当」としている。

交渉では、新基準に適合していないのに運転継続ができるのかと厳しく追及されたが、運転できる法的根拠については一切答えることができなかった。

これらの問題点を広く伝え、地元や周辺自治体に、大飯の運転継続は認められないと表明するよう求めていこう。6月5日の滋賀県への申し入れでは、「新基準に適合していない場合は、すぐに停止してほしい」と述べていた。違法状態の大飯の運転を止めていこう。

◆再稼働審査の問題点

7月8日に電力各社は再稼働の申請を行い、審査が始まる。年内の再稼働実施に向けて、規制庁は猛スピードで審査を行っていくに違いない。ツイン原発は一つのものとして審査し、少

なくとも4つの原発の同時審査は可能だとしている。職員不足で審査が遅れることへの電力各社からの非難に対しては、JNES（原子力安全基盤機構）職員の活用、現在約500名の規制庁職員の倍増等を政府に要求するなど、とにかく審査を早急に仕上げることに躍起となっている。再稼働を止めるために、この審査の内容やあり方を問題にしていこう。7月8日の規制庁交渉などで、少なくとも下記の点を要求し、認めさせていこう。

（1）活断層の評価については、電力会社が申請するものに限らず、新たな知見に基づき、現に問題になっている活断層の連動などを考慮すること。

地震・津波の評価にあたっては、新たに問題となっている活断層やその連動を取り上げて審査すべきだ。例えば、今年2月に政府の地震調査研究推進本部（推本）の地震調査委員会は、九州地方の活断層調査の結果を公表した。その議論の過程で、委員からは「（九電の活断層評価が）とにかくひどいものである」との厳しい意見が出され、川内原発直近の活断層評価を大幅に見直し、さらに調査を進めるとの報告書を発表している。この地震調査会の報告では、九電が細切れにしていた活断層を連動させる必要を表明し、これらにより地震の規模は最大11倍にもなる（6頁参照）。九電はこれを認めておらず、従来どおりの活断層評価で申請してくるに違いない。その場合に、規制委員会はこれらの新知見を考慮して、安全側に立った活断層評価と基準地震動を策定させ、その上で耐震評価をしなければならない。これは、川内原発に限ったことではない。大飯原発の3つの活断層の連動を正式に認めさせること、さらに泊原発でも、西側沖合に約70kmにも及ぶ海底活断層と、陸の黒松内低地断層の存在を専門家が指摘している。さらに敷地内のF-1断層がつかれて動く可能性もある。玄海原発でも警固断層等3つの活断層の連動が専門家から指摘され、マグニチュードは7.0から7.7に大きくなる可能性がでてきた。伊方原発では、中央構造線は当然のこと、南海トラフ巨大地震に即した地震や津波の評価がなされるべきだ。

これまでの保安院の審査は、電力会社が申請したものを審査するというスタイルだった。そうではなく、これらの最も厳しい条件で活断層を評価し、安全側にたった基準地震動を策定させるべきだ。また、機器の耐震安全性評価にあたっては、福島原発事故で1号機のIC系配管が地震で破損した可能性が払拭できない限り、耐震評価は実施できないことを強く求めよう。

（2）免震事務棟の代替施設等、原則のなし崩しは許されない

大飯の評価会合について述べたように、規制庁は、免震事務棟や防潮堤が未完成でも、再稼働を認めようとするに違いない。九電も関電と似たようなことを考えている。九電は、免震事務棟が完成するのが2015年度と先のため、川内1・2号、玄海3・4号のそれぞれの敷地内に仮の緊急時対策所を新設し、9月中旬に完成させると社長が述べている。しかし、原子力規制委員会は新基準の作成にあたって、3月19日の第33回規制委員会で委員達は、福島原発事故の教訓から、免震事務棟や防潮堤の完成が再稼働の条件であると述べてきた。

さらに、敷地内破砕帯を調査中の原発については、規制庁自らが資料を出し、「原子力規制委員会としての一定の見解のとりまとめを、原則、審査開始の前提とする」[2013.3.19 第33回規制委員会 資料 8-2。下線は引用者]としている。関電は、7月8日に合わせて、大飯原発の破砕帯調査の中間報告を出し、7月中旬に最終報告書を提出しようとしている。しかし、仮にこれらが出されたとしても、有識者会合での議論を経て、規制委員会として結論を下すのはまだ先になる。新基準では、「将来活動する可能性のある断層等」として、「等」の中には地すべりも含むことになった。これらに即して最終的な結論が出るまでは、大飯原発は審査に入る

ことはできない。申請書を突き返すべきだ。免震事務棟に限れば、伊方3号以外は完成しておらず、審査できないのが原則だ。規制委員会自らが決めたこれら原則をなし崩しにすることは許されない。

(3) 専門家の審査への参加、電力会社「ヒアリング」の公開、住民・自治体の声の反映を

審査は規制庁の職員が中心となって行うが、彼らは地震や津波の専門家ではない。これではまともな審査などできない。大飯の評価会合の場合は、活断層の専門家は島崎委員長代理一人だった。途中で岡村眞氏（高知大）等が部分的に参加し、いくつか助言を行ったが、審査全体に責任をもつという立場ではなかった。過酷事故対策では、専門家は更田委員一人だった。JNES職員を参加させているが、JNESは電力会社出身者などが多い。審査にあたっては、従来の安全審査に関与していない専門家を参加させるべきだ。

さらに、審査は全面的に公開されなければならない。大飯の場合、公開の評価会合は14回だが、非公開の電力会社からの「ヒアリング」は80回以上にも及んでいる。「ヒアリング」などの事業者との面談は、簡単な議事録しか公開していない。規制庁は「ヒアリングは事実確認だけ」と述べているが、活断層評価や制御棒挿入性の問題など、事実をどのように確認しているのか、どのようなやりとりを行っているのかは重要な問題だ。規制委員会が掲げる「透明性の確保」という原則からしても、「ヒアリング」をネット中継などで全面公開すべきだ。

事業者からは「ヒアリング」しているが、他方、地元や周辺住民・自治体の声は無視している。規制庁は、「規制委員会の決定事項については、自治体に説明に行く」（規制庁交渉の追加質問への回答。6月25日付）と述べているが、決定してからではなく、審査の途中でも住民や自治体の声を聞き、審査に反映させるべきだ。

◆ プルサーマル再開などとんでもない

関電と四電は、高浜3・4号と伊方3号の再稼働申請時に、プルサーマルを前提として申請すると表明している。しかし、そもそもプルサーマルについての新基準は存在しない。あるのは18年前の原子力安全委員会の「指針」だけだ。それでも関電と規制委員会は、3.11以前に一度装荷した「実績がある」と強調している。田中委員長は「(炉心に)3分の1(装荷する)MOXなら国際的にも相当な経験があること、今までにも結果が出ていることも踏まえた評価、技術的な判断をさせて頂く」とまで述べている(6月28日付電気新聞)。関電のMOX燃料のデータは非公開のままで、アレバ社の要請で劣悪な燃料を受け入れていること等、一切問題ないというのだろうか。

さらに、使用済みMOX燃料の行き場はどこにもない。使用済みウラン燃料の処分方法も決まっていない状況で、一層やっかいな核のゴミを生み出すことになる。「もんじゅ」の長期停止、六ヶ所再処理工場の完成の目途もたたない中、それでも核燃料サイクル推進を掲げる政策の矛盾のはけ口をプルサーマルに求めるなどは、とりわけ3.11以降、許されることではない。

6月13日には、福井、京都、大阪の5団体で高浜町に再稼働反対とプルサーマル反対を申し入れた(15頁参照)。MOX燃料のデータは公開されておらず、高浜町を始め、周辺自治体でも防災計画ができていないこと、処理の方法もない使用済み燃料の問題等々について、町から文書回答を受けることになっている(文書回答は7月1日の予定)。

福井と関西の市民団体は、高浜町での戸別訪問を準備している。プルサーマルの問題点を伝え、再稼働や防災計画への不安等、地元の人々の声を聞き、率直な思いを表面化させていこう。

◆防災・避難計画をリアルに問題にし、再稼働を止める力としよう

田中委員長は、再三にわたって、地域防災計画の策定が再稼働の前提だと述べてきた。しかし、リアリティのある防災計画・避難計画はどの地域でも策定されていない。

福井県の防災計画は、これまで県内避難に限っていた。6月16日に美浜町で行われた県の防災訓練では、美浜原発から5km圏内の住民はおおい町に避難した。「なぜわざわざ原発のあるおおい町に避難しなければならないのか」「県外に逃げるべきでは」等々の声が多く出された。高浜町の場合も、避難計画はまだできあがっていない。原発近くの音海地区では、原発に近づきながらしか避難できない。

このような中で、福井県は県外避難を含む防災計画の見直しを進め、7月には正式決定するという。敦賀市民は奈良市や天理市へ、若狭町以西の自治体は兵庫県の22市町村に避難する計画となっている。この計画では、例えば高浜原発で事故が起きた場合、おおい町・小浜市・若狭町の住民は、事故の高浜原発に近づきながら西へ移動し、兵庫県に避難することとなる。これで住民の安全が確保できるのか。避難先として名前があがっている兵庫県の朝来市等北部は、高浜原発から60kmであり、受け入れではなく、避難が問題になる地域だ。さらに高浜町の西に隣接する京都府舞鶴市では約9万人が避難することになっているが、その避難先さえ決まっていない。若狭の原発で事故が起これば、関西1400万人の水瓶である琵琶湖はすぐに汚染される。兵庫や奈良に避難した人々や関西の人々にどうやって安全な水を確保するのかは、何も決まっていない。

泊や伊方、川内、玄海でも離島の問題等々、防災計画には大きな問題がある。愛媛県は伊方原発から30km圏内の約13万人の避難計画を想定している。伊方原発西側の佐田岬半島の人々は、やはり原発に近づきながら避難するのだろうか。津波が押し寄せれば、船を使って大分や山口に避難することもできない。

各地で防災計画の問題点を具体的にとりあげ、自治体への申し入れ等を一層強めていこう。防災問題は、再稼働を阻止する重要な手がかりだ。関西各地ではこれまで何度も各自治体に足を運んできた。今回改めて7月初めに、兵庫県、大阪府、京都府等への申し入れが準備されている。「現実的な防災計画ができない状況では再稼働には同意できない」と自治体が表明するよう求めている。

◆再稼働阻止に向けて、全国的な連携のもと、各地の運動を強化していこう

7月8日の全国集会で、各地が抱える活断層の問題等を明らかにし、共通の課題として取り組んでいこう。規制庁交渉で、新基準の問題点、審査の問題点などを追及し、再稼働審査に縛りをかけていこう。各地の防災・避難計画の問題点、自治体交渉等の情報を交換し、今後の活動の方向を打ち出していこう。福島原発事故の深刻さを改めて確認し、運動の原点としよう。

7月8日の全国集会に結集し、再稼働阻止に向けて、全国的な連携のもと、各地の運動を強化していこう。

★7月8日(月) 原発の再稼働を許さない! 7・8全国集会、規制庁交渉
12:00~記者会見開始/13:00~15:15 市民の集会/15:30~17:00 規制庁交渉
参議院議員会館 101号室 資料代:500円 主催:7・8集会実行委員会

★7月12日(金) 大飯原発運転差し止め仮処分裁判 抗告審
10:30~ 大阪高裁 74号法廷(傍聴は原告のみ約30名)